

---

プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲についての再提案

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料では、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲に関する ASBJ 事務局の追加的な分析及び再提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

## II. 本論点を取り扱う理由

2. 第 519 回企業会計基準委員会等<sup>1</sup>では、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の定義に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しした。
3. 第 521 回企業会計基準委員会等<sup>2</sup>では、第 519 回企業会計基準委員会等で聞かれた意見を踏まえて、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲に関する ASBJ 事務局の追加的な分析及び再提案とともに、次のとおり、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の会計処理に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しした。
  - (1) 本プロジェクトにおいて対象とする組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価（評価差額は純損益（PL））し、時価評価の対象とする組合等をオプションとして選択すること
4. 第 523 回企業会計基準委員会等<sup>3</sup>では、第 521 回企業会計基準委員会等で聞かれた意見を踏まえて、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の会計処理に関して、次のことを再提案し、特段の異論は聞かれなかった。
  - (1) 本プロジェクトにおいて対象とする組合等の構成資産である市場価格のない

---

<sup>1</sup> 第 519 回企業会計基準委員会（2024 年 2 月 5 日開催）及び第 211 回金融商品専門委員会（2024 年 1 月 29 日開催）を合わせて「第 519 回企業会計基準委員会等」という。

<sup>2</sup> 第 521 回企業会計基準委員会（2024 年 3 月 5 日開催）及び第 213 回金融商品専門委員会（2024 年 2 月 29 日開催）を合わせて「第 521 回企業会計基準委員会等」という。

<sup>3</sup> 第 523 回企業会計基準委員会（2024 年 4 月 2 日開催）及び第 215 回金融商品専門委員会（2024 年 3 月 28 日開催）を合わせて「第 523 回企業会計基準委員会等」という。

株式について、会計方針の選択として、時価評価（評価差額はその他の包括利益（OCI）するオプションを設ける。

5. ここで、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲は当該組合等の会計処理と密接に関連するものであるため、本資料では、前項の提案を踏まえ、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲に関する ASBJ 事務局による追加的な分析及び再提案をお示しする。

### III. ASBJ 事務局による追加的な分析

6. 第 521 回企業会計基準委員会等では、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲について、次の要件を満たす組合等<sup>4</sup>とすることを提案した。
  - (1) 多数の出資者に対して募集又は私募が行われた組合等である。（以下「要件(1)」という。）
  - (2) 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者である。（以下「要件(2)」という。）
  - (3) 組合等の構成資産である市場価格のない株式について、組合等の決算書において時価で評価されている。（以下「要件(3)」という。）
  - (4) 組合契約等において、投資対象を専ら市場価格のない株式としている。（以下「要件(4)」という。）
7. 前項の要件を検討した際、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価したときの評価差額は PL とすること（本資料第 3 項）が想定されていた。この点、本資料第 4 項のとおり、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価したときの評価差額は OCI とすることを再提案し、特段の異論は聞かれなかった。
8. このため、次項以降では、本資料第 4 項の提案を踏まえ、本資料第 6 項の要件ごとに追加的な分析を行う。

---

<sup>4</sup> 本資料では、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 132 項に定める組合等を想定している。

**(要件(1)「多数の出資者に対して募集又は私募が行われた組合等である」について)**

9. 要件(1)及び(2)は、第49回企業会計基準諮問会議(2023年11月22日開催)において、「組合等の構成資産である市場価格のない株式の評価者に十分な能力が備わっている必要があると考えられるため、組合等の運営者が市場価格のない株式に対する投資を業として行っているような者(いわゆる、プロ)である場合に限定することが考えられる。」との意見が聞かれたことを踏まえて提案したものである。
10. また、要件(1)に関するASBJ事務局提案を検討する際には、キャピタルゲインの獲得を目的としているというよりは、新規の技術等のノウハウの獲得を目的としているような、事業会社が自社で組合等を設立し自社のみが出資するケースについては、本プロジェクトの対象外とすることを考えていた。
11. 本資料第9項及び前項を踏まえ、要件(1)に関して、第519回企業会計基準委員会等において「募集又は私募が行われた組合等である。」と定義することをASBJ事務局から提案したものの、「本プロジェクトの範囲としていわゆるプロが運営する組合を想定していることや市場価格のない株式を時価評価するニーズを踏まえると、コーポレート・ベンチャー・キャピタル(CVC)や当事者以外の出資者への募集を行わない二人組合などは対象外とすることが考えられるが、これらの組合等が対象外であることが必ずしも明確ではない。」との意見が聞かれた。

当該意見を踏まえて、第521回企業会計基準委員会等においては、本資料第6項(1)の表現に変更する提案をASBJ事務局から行った。しかしながら、当該提案に関して、「『多数』という用語に関して金融商品取引法における定義では50名以上を意味するため、『多数』の意味を明確にする必要がある。」との意見が聞かれており、さらに見直すことが必要な状況となっている。
12. これまで聞かれた意見を踏まえると、市場価格のない株式を時価評価(評価差額はPL)することを強制する前提では、CVCを本プロジェクトの対象外とすることが考えられる。ただし、CVCに関して一般的に合意された定義は存在しておらず、会計基準において定義することは必ずしも容易ではないと考えられる。
13. ここで、本資料第4項の提案のとおり、市場価格のない株式を時価評価(評価差額はOCI)するオプションを設けることを前提とした場合、時価評価する会計方針を採用するかどうかは企業の判断に依存するため、CVCを本プロジェクトの対象外とするように要件(1)を厳格に定める必要性は低いと考えられる。また、組合等の運営者が市場価格のない株式に対する投資を業として行っているような者(いわゆる、プロ)である場合に限定すべきという意見については、後述する要件(2)を維持することによって対応できると考えられる。このため、本資料第4項の提案を前提と

した場合、要件(1)を設定することは必ずしも必要ではないと考えられる。

**(要件(2)「組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者である」について)**

14. 要件(2)は、本資料第9項に記載した意見を踏まえて、組合等の運営者が市場価格のない株式に対する投資を業として行っているような者（いわゆる、プロ）である場合に限定するように提案したものである。
15. この点に関して、本資料第4項の提案を前提とし、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価評価（評価差額は OCI）するオプションを設ける場合、評価差額は PL に計上しないことになるものの、純資産及び OCI には影響するため、市場価格のない株式の時価の信頼性を担保するためには、組合等の運営者が市場価格のない株式に対する投資を業として行っているような者（いわゆる、プロ）に限定すべきとの意見を尊重すべきであると考えられる。このため、要件(2)を維持することが考えられる。
16. ここで、要件(2)を維持する場合、第521回企業会計基準委員会等では、「組合には様々な形態があることから組合等の運営者について明確化することがよい」との意見が聞かれた。この点、我が国における VC ファンドの多くは投資事業有限責任組合の形態であると考えられることから、当該要件における「組合等の運営者」とは投資事業有限責任組合における無限責任組合員を想定しており、この内容を結論の背景に記載することが考えられる。この場合、他の法形態に基づく組合等については、投資事業有限責任組合における無限責任組合員と類似の業務を執行する者が相当することを結論の背景に記載することが考えられる。

**(要件(3)「組合等の構成資産である市場価格のない株式について、組合等の決算書において時価で評価されている」について)**

17. 要件(3)は、第519回企業会計基準委員会等において、ASBJ 事務局より、内部管理目的又は参考値として市場価格のない株式の時価情報を組合出資者に提供しているケースも含め、「組合等の構成資産である市場価格のない株式について、定期的に時価評価されている。」ことを提案したものの、単に内部管理目的又は参考値として組合出資者に提供している時価は決算書における時価と比較すると信頼性に懸念があるとの意見が聞かれたことを踏まえて、市場価格のない株式の時価の信頼性をより担保する観点から、当初の提案を変更して再提案したものである。
18. ここで、本資料第4項の提案を前提とし、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価評価（評価差額は OCI）するオプションを設ける場合、評価差額

は PL に計上しないことになるものの、純資産及び OCI には影響するため、市場価格のない株式の時価の信頼性を担保するためには、要件(3)は必要不可欠と考えられる。このため、要件(3)を維持することが考えられる。

19. ここで要件(3)を維持する場合、第 521 回企業会計基準委員会等において、要件(3)について次の意見が聞かれているため、次項以降においてこの意見への対応について併せて検討を行う。
  - (1) 外国籍ファンドが対象となることを踏まえ、企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」(以下「時価算定会計基準」という。)のほかに IFRS 第 13 号「公正価値測定」(以下「IFRS 第 13 号」という。)又は Topic 820「公正価値測定」(以下「Topic 820」という。)に準じて時価算定している場合も対象となることを結論の背景で明確にすることがよいと考える。
  - (2) 「決算書」という用語に関して、財務諸表などの特定の法律の用語を使用することとした場合、それ以外の法形態において問題が生じないように結論の背景で説明することがよいと考える。
20. 前項(1)の意見は、本プロジェクトにおいて対象とする組合等に外国籍のファンドが含まれることを想定した意見と考えられる。この点、時価算定会計基準は、IFRS 第 13 号の定めを基本的にすべて取り入れており、IFRS 第 13 号と Topic 820 は公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンスであるとされている(時価算定会計基準第 23 項及び第 24 項)。このため、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の構成資産である市場価格のない株式が IFRS 第 13 号又は Topic 820 に従って公正価値で測定されている場合についても要件(3)を満たすものとして取り扱うことが考えられる。また、この内容を結論の背景に記載することが考えられる。
21. 本資料第 19 項(2)の意見に関して、「決算書」という用語は一般的な用語であり明確な定義がないという課題がある一方、例えば、投資事業有限責任組合に関する法律(以下「投資事業有限責任組合法」という。)で使用されている「財務諸表等」という用語を用いると他の法律に基づいて作成された決算書については名称が異なる可能性があるという課題がある。ここで重要なのは、決算書の名称ではなく、組合等の決算において組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価する会計方針を採用していることと考えられる。このため、コメント頂いた方向の対応ではなく、採用している会計方針の観点から要件(3)の定義を見直すことが考えられる。

具体的には、要件(3)を「組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価で評価する会計方針を採用している。」に変更するこ

とが考えられる。

**(要件(4)「組合契約等において、投資対象を専ら市場価格のない株式としている」について)**

22. 要件(4)については、「VC ファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲での対応を求める」とする企業会計基準諮問会議の提言を踏まえ、対象とする組合等の範囲を VC ファンドに相当する組合等に限定することを意図して、投資対象が専らスタートアップ企業である組合等とすることを第 519 回企業会計基準委員会等において ASBJ 事務局から提案した。しかし、審議の過程で、スタートアップ企業を定義することは困難であると考えられたため、投資対象を専ら市場価格のない株式とすることに変更した。このように VC ファンドに相当する組合等を明確に定義することが難しいため、会計基準の開発に関するニーズが聞かれているよりも広めに定義せざるを得ない状況となっている。
23. 要件(4)は、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価評価を強制する場合には、時価評価が強制される対象と強制されない対象を切り分ける重要な要件となる。しかしながら、本資料第 4 項の提案のとおりオプションを設ける場合には、時価評価する会計方針を採用するかどうかは企業の判断に依存するため、時価評価を強制する場合に比べると要件(4)を定める必要性は低いと考えられる。
24. 要件(4)を設けない場合、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲が広くなりすぎるという懸念があり得るが、要件(2)を設けることによって、企業自ら組合等を設立することによるストラクチャリングを防止することができるため、一定の歯止めがかかっていると考えられる。

**(総合的な評価)**

25. 本資料第 9 項から第 24 項の分析を踏まえると、要件(2)及び要件(3)については定義を一部見直しつつも維持することが考えられる一方、要件(1)及び要件(4)は必ずしも必要ではないと考えられる。また、要件(1)及び要件(4)を残す場合には、それぞれの定義付けをより精緻に行うことが必要となる可能性があると考えられる。
26. 前項の状況を踏まえると、要件(2)及び本資料第 21 項の見直し後の要件(3)を満たす組合等を本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲とすることが考えられる。

**IV. ASBJ 事務局からの再提案**

27. 以上の分析を踏まえると、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲について、次の要件を満たす組合等とすることが考えられるがどうか。
- (1) 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者である。
  - (2) 組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価で評価する会計方針を採用している。

**ディスカッション・ポイント**

本資料第 6 項から第 27 項の ASBJ 事務局の追加的な分析及び再提案についてご意見を伺いたい。

以 上